

1. 訪問看護の提供体制
2. 利用者の状態に応じた訪問看護の充実
  - 2-1 複数名訪問看護加算等について
  - 2-2 退院支援指導加算について
3. 論点

# 同一建物居住者に対する複数回・複数名の訪問看護の見直し

- 効率的な訪問が可能な同一建物居住者に対し、同一日に複数回の訪問看護、複数名による訪問看護を行う場合の加算について、評価体系を見直す。

## 難病等複数回訪問加算等の見直し

現行	改定後
<b>【難病等複数回訪問加算】</b> 1日に2回の場合 4,500円  1日に3回以上 8,000円	<b>【難病等複数回訪問加算】</b> イ 1日に2回の場合 (1) 同一建物内1人 4,500円 (2) 同一建物内2人 4,500円 (3) 同一建物内3人以上 4,000円  ロ 1日に3回以上 (1) 同一建物内1人 8,000円 (2) 同一建物内2人 8,000円 (3) 同一建物内3人以上 7,200円

※ 同一建物居住者訪問看護・指導料の難病等複数回訪問加算、精神科基本療養費及び精神科訪問看護・指導料の精神科複数回訪問加算についても同様

## 同一建物居住者の人数の明確化

- 同一建物居住者に係る区分の算定方法を明確化する。

### 改定後

#### 【基本療養費】

同一建物居住者に係る人数については、同一日に訪問看護基本療養費を算定する利用者数と精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者数とを合算した人数とすること。

#### 【難病等複数回訪問加算と精神科複数回訪問加算】

同一建物内において、難病等複数回訪問加算又は精神科複数回訪問加算(1日当たりの回数の区分が同じ場合に限る。)を同一日に算定する利用者の人数に応じて算定する。

#### 【複数名訪問看護加算と複数名精神科訪問看護加算】

同一建物内において、複数名訪問看護加算又は複数名精神科訪問看護加算(同時に指定訪問看護を実施する職種及び1日当たりの回数の区分が同じ場合に限る。)を同一日に算定する利用者の人数に応じて算定する。

## 複数名訪問看護加算等の見直し

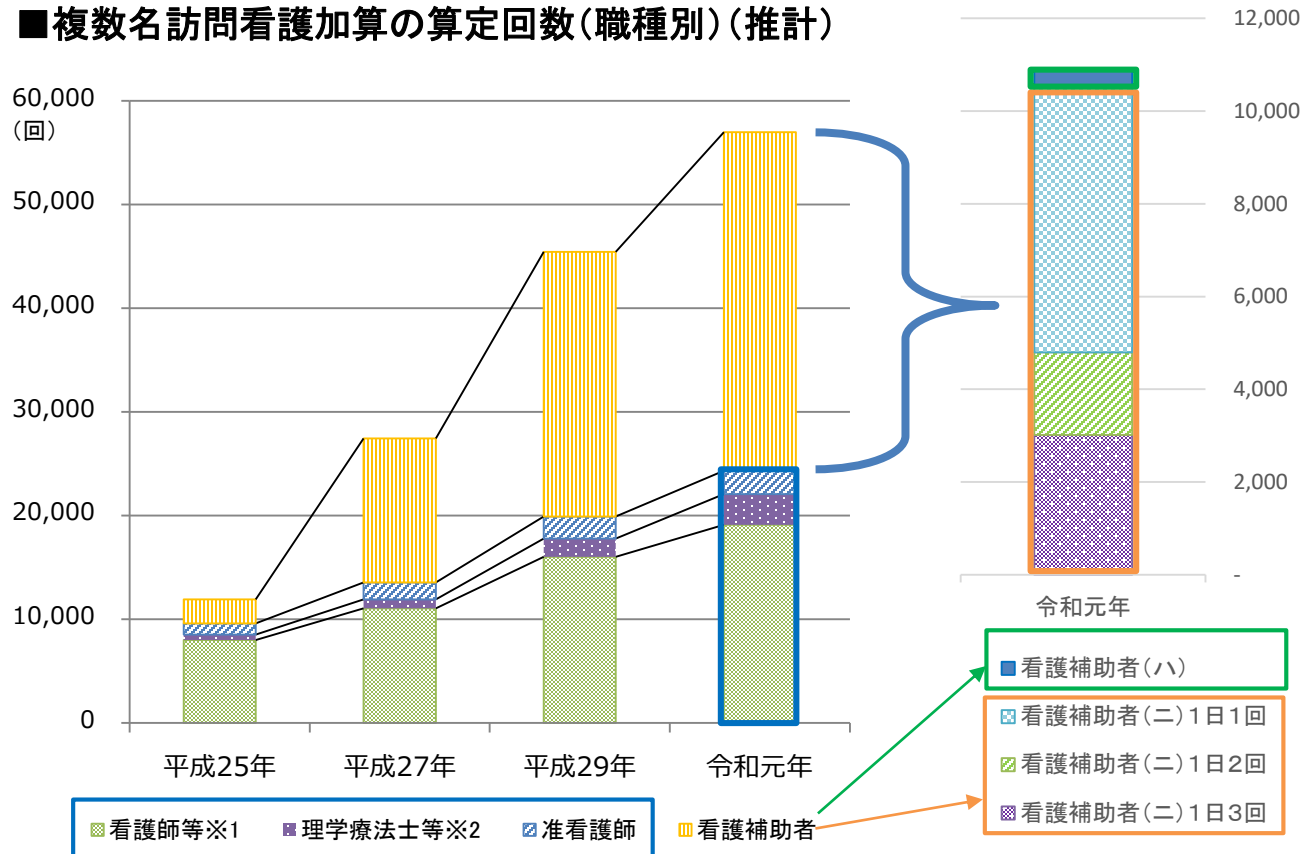
現行	改定後
<b>【複数名訪問看護加算】</b> イ 看護師等 4,500円  ロ 准看護師 3,800円  ハ 看護補助者(二以外) 3,000円  ニ 看護補助者(別表7・8、特別指示) (1) 1日に1回の場合 3,000円  (2) 1日に2回の場合 6,000円  (3) 1日に3回以上の場合 10,000円	<b>【複数名訪問看護加算】</b> イ 看護師等 (1) 同一建物内1人 4,500円 (2) 同一建物内2人 4,500円 (3) 同一建物内3人以上 4,000円  ロ 准看護師 (1) 同一建物内1人 3,800円 (2) 同一建物内2人 3,800円 (3) 同一建物内3人以上 3,400円  ハ 看護補助者(二以外) (1) 同一建物内1人 3,000円 (2) 同一建物内2人 3,000円 (3) 同一建物内3人以上 2,700円  ニ 看護補助者(別表7・8、特別指示) (1) 1日に1回の場合 ① 同一建物内1人 3,000円 ② 同一建物内2人 3,000円 ③ 同一建物内3人以上 2,700円  (2) 1日に2回の場合 ① 同一建物内1人 6,000円 ② 同一建物内2人 6,000円 ③ 同一建物内3人以上 5,400円  (3) 1日に3回以上の場合 ① 同一建物内1人 10,000円 ② 同一建物内2人 10,000円 ③ 同一建物内3人以上 9,000円

※ 同一建物居住者訪問看護・指導料の複数名訪問看護・指導加算、精神科訪問看護基本療養費の複数名精神科訪問看護加算、精神科訪問看護・指導料の複数名精神科訪問看護・指導加算についても同様

# 職種別複数名訪問看護加算の算定状況について

- 複数名訪問看護加算の算定回数は増加している。
- 看護補助者が同行する複数名訪問看護においても、別表7や別表8に該当する利用者や特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者が多い。

■ 複数名訪問看護加算の算定回数(職種別)(推計)



※1 保健師、助産師、看護師  
 ※2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

## 複数名訪問看護加算の対象者

- 看護師等、理学療法士等、准看護師等  
 ※週に1回まで
  - ・別表7に該当する利用者
  - ・別表8に該当する利用者
  - ・特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者
  - ・暴行行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- 看護補助者(ハ)  
 ※週に3回まで
  - ・利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる者
  - ・暴行行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
  - ・その他利用者
- 看護補助者(ニ)  
  - ・別表7に該当する利用者
  - ・別表8に該当する利用者
  - ・特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者

## 【医療保険】

## 【介護保険】

小児等40歳未満の者、要介護者・要支援者以外

(原則週3日以内)

要支援者・要介護者

(限度基準額内 無制限  
(ケアプランで定める))

厚生労働大臣が定める者  
(特掲診療料・別表第7※1)

特別訪問看護指示書<sup>注)</sup>の交付を受けた者  
有効期間:14日間 (一部、2回交付可※2)

厚生労働大臣が定める者  
(特掲診療料・別表第8※3)

認知症以外の精神疾患

算定日数  
制限無し

### ※1：別表第7

末期の悪性腫瘍  
多発性硬化症  
重症筋無力症  
スモン  
筋萎縮性側索硬化症  
脊髄小脳変性症  
ハンチントン病  
進行性筋ジストロフィー症  
パーキンソン病関連疾患  
多系統萎縮症

プリオン病  
亜急性硬化性全脳炎  
ライソゾーム病  
副腎白質ジストロフィー  
脊髄性筋萎縮症  
球脊髄性筋萎縮症  
慢性炎症性脱髄性多発神経炎  
後天性免疫不全症候群  
頸髄損傷  
人工呼吸器を使用している状態

### ※2：特別訪問看護指示書を月2回交付できる者 (有効期間：28日間)

- ・気管カニューレを使用している状態にある者
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある者

#### 注)：特別訪問看護指示書

患者の主治医が、診療に基づき、急性増悪等により一時的に頻回(週4日以上)の訪問看護を行う必要性を認め、訪問看護ステーションに対して交付する指示書。

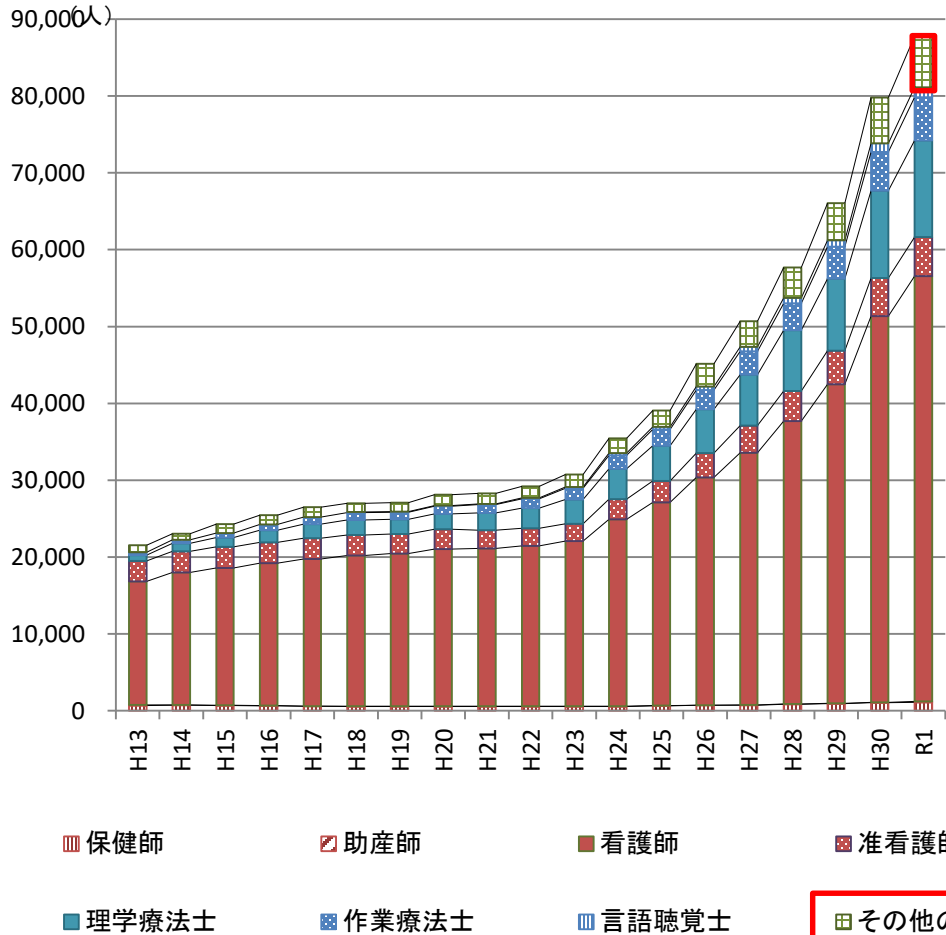
### ※3：別表第8

- 1 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者
- 2 以下のいずれかを受けている状態にある者  
在宅自己腹膜灌流指導管理  
在宅血液透析指導管理  
在宅酸素療法指導管理  
在宅中心静脈栄養法指導管理  
在宅成分栄養経管栄養法指導管理  
在宅自己導尿指導管理  
在宅人工呼吸指導管理  
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理  
在宅自己疼痛管理指導管理  
在宅肺高血圧症患者指導管理
- 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
- 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

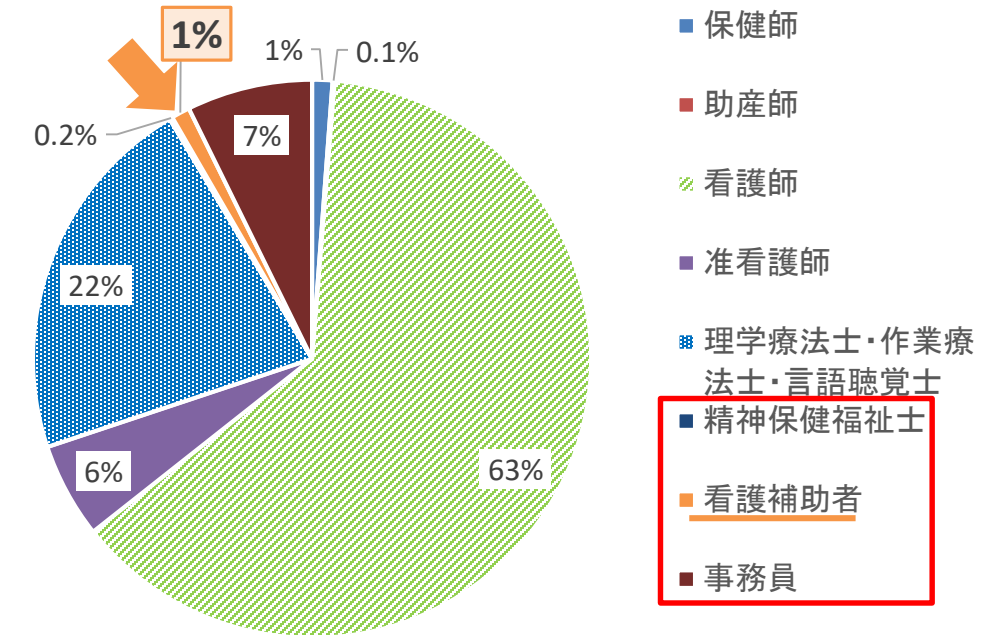
# 訪問看護ステーションにおける看護補助者の配置状況

○ 訪問看護ステーションにおける看護補助者は職種別従事者の1%で、看護補助者を雇用している訪問看護ステーションは機能強化型で14%、機能強化型以外で5.6%だった。

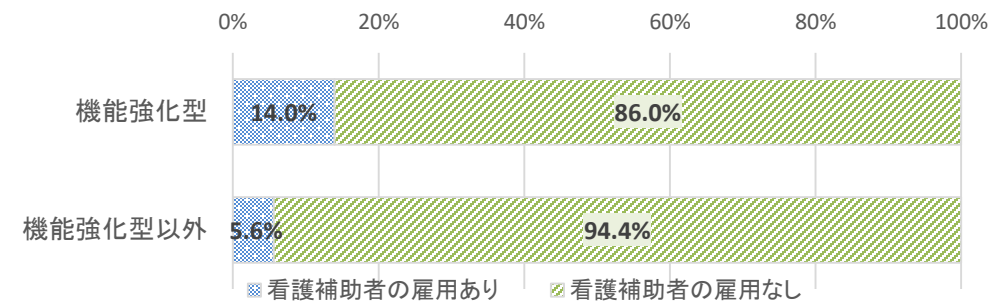
■ 訪問看護ステーションにおける職種別の従事者数の推移(常勤換算)



■ 訪問看護ステーションにおける職種別の従事者割合(常勤換算)



■ 看護補助者の雇用有無別の訪問看護ステーション割合(雇用形態問わず)



# 難病等複数回訪問加算について

○ 難病等複数回訪問加算の算定回数及び算定人数は増加傾向。

## ■ 難病等複数回訪問加算

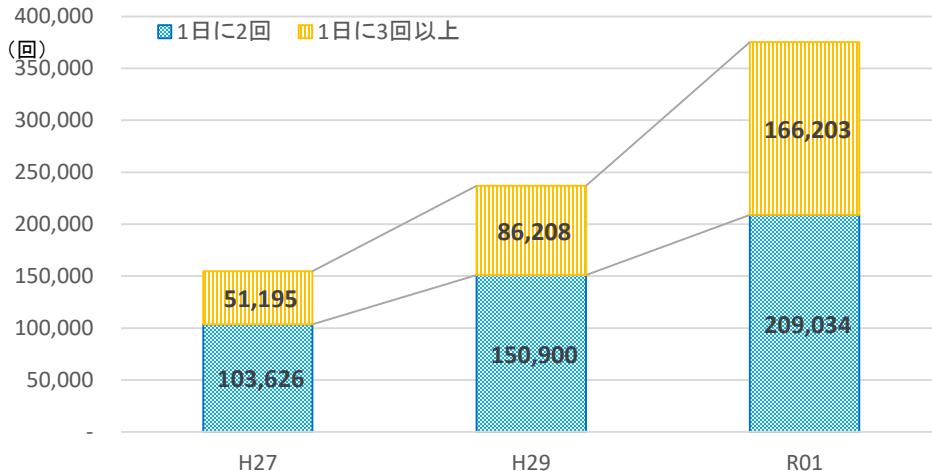
- ・1日に2回の場合
  - (1) 同一建物内1人 4,500円
  - (2) 同一建物内2人 4,500円
  - (3) 同一建物内3人以上 4,000円
- ・1日に3回以上の場合
  - (1) 同一建物内1人 8,000円
  - (2) 同一建物内2人 8,000円
  - (3) 同一建物内3人以上 7,200円

## 【対象者】

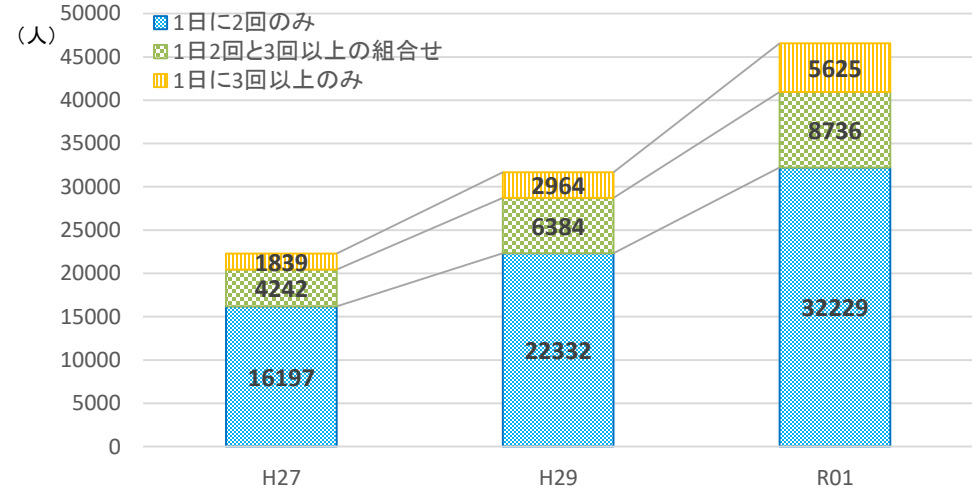
- ・週三日を超えて訪問看護を行う必要がある利用者であって、次のいずれかに該当するもの
  - (1) 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
  - (2) 特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者
- ・特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者

・必要に応じて1日に2回又は3回以上指定訪問看護を実施した場合に所定額に加算する。

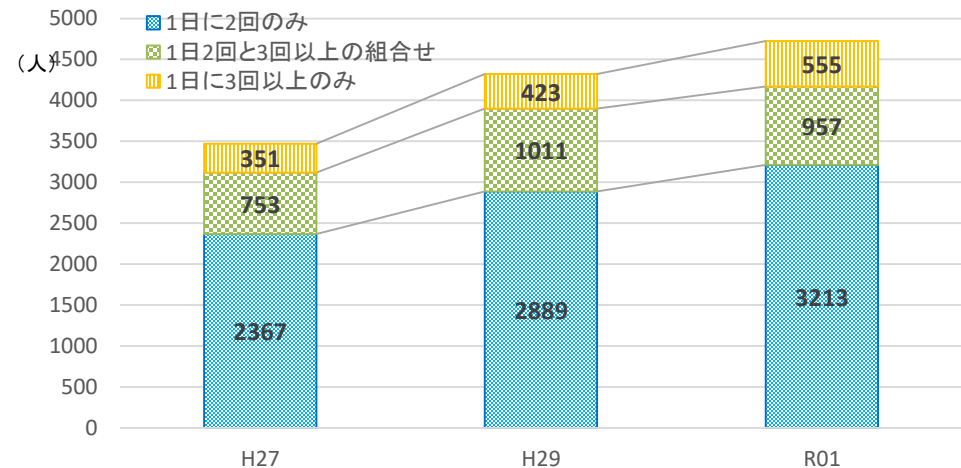
## ■ 難病等複数回訪問加算の算定回数（推計）



## ■ 難病等複数回訪問加算の算定人数（推計）



## ■ 難病等複数回訪問加算の算定人数（人工呼吸器を使用している状態の者※）（推計）



※指定難病を主たる要因として人工呼吸器を使用している利用者は在宅人工呼吸器使用患者支援事業の利用が可能